

## 審　查　基　準

令和6年3月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第49条の7 第2項
処分の概要	駐車の許可
原権者	警察署長
法令の定め	埼玉県道路交通法施行細則第6条（駐車許可）
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	即日 ただし、事業所等からの多数からなる一括申請については受理した日から 4日以内、埼玉県道路交通法施行細則第6条第3項ただし書の規程による 申請にあっては提出を受けた日から15日以内 (行政庁の休日を含まない)
申請先	申請は、許可地域を管轄する警察署の交通課窓口に提出して下さい。
問い合わせ先	各警察署もしくは、警察本部交通部交通規制課 (048) 832-0110
備考	

## 別紙

### (駐車の許可)

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の1から5までのすべての要件を満たすときは、許可をするものとする。

#### 1 駐車する日時

駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

#### 2 駐車する場所

場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

#### 3 駐車する方法

方法については、当該方法で駐車することにより交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

#### 4 駐車に係る用務

次のいずれにも該当すること。

- (1) 公共交通機関等の交通手段によるのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。
- (2) 時間制限駐車区間ににおいて道路標識等により表示された時間内の駐車、その他駐車違反とならない方法によることが不可能と認められる用務であること。
- (3) 道路交通法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

#### 5 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。

- (1) 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- (2) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内